



なとりがわ

■ N a t o r i g a w a ■

Vol.5
2026年2月



■ <注意> 不法投棄は、「犯罪」です！！！！

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」において、みだりにごみを投棄することは禁止されており、不法投棄を行ったものは、個人の場合-五年以下の拘禁刑、もしくは1,000万円以下の罰金、たはその両方。法人の場合-3億円以下の罰金が課されます。



古タイヤの不法投棄の状況



ゴミの不法投棄の状況

■ 広瀬川にも白鳥飛来！！



大沼でお休み中の白鳥(朝7時頃)
近づいたりせず、静かに見守ってあげましょう！

■ 野焼きは禁止！！

～絶対にやめてください～



河川敷での野焼きによる火事が、今年になってすでに数件発生しています。

特に冬は空気が乾燥して、予想外に火が広がります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2で禁止され、違反した場合、5年以下の拘禁刑もしくは一千万以下の罰金、が科されます。

